

鯖江市長 殿

鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（東京圏型）における移住支援金交付申請書兼実績報告書

鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（東京圏型）における移住支援金交付要綱第4条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

支給要件	いずれかに○		いずれかに○		該当する場合のみ記載	
	就業形態	就業		単身 (60万円)		世帯の場合は同時に移住した人数(A) (1の申請者は含まない)
テレワーク						
起業			世帯 (100万円)		上記人数のうち18歳未満の者の人数(B) (申請する年度の4月1日時点)	人
関係人口						
専門人材						

3 各種確認事項（該当する欄のいずれかに○を付けてください。）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（東京圏型）に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して鯖江市に居住する意思について	A. 意思がある		B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して就業・起業する意思について	A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者または取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 鯖江市への移住の意思および恒常的に通勤せず週20時間以上のテレワークの実施について	A. はい		B. いいえ
過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。 ※ただし移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し18歳以上となる場合を除く。	A. 受給していない		B. 受給している
暴力団等の反社会的勢力に属する者または反社会的勢力と関係を有する者でないことに加えて、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないか	A. はい		B. いいえ

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。
ただし、就業先の法人の代表者または取締役などの経営を担う者との関係の選択肢においては、3親等以内の親族に該当する農林水産業に就業する場合は、上記の限りではない。

4 移住元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区内の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区内への在勤・在学履歴
 ※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤・在学履歴を記載

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

7 (関係人口による移住者のみ記載) 関係人口要件との適合について (別紙3参照)

		A. 適合する		B. 適合しない
(1) 鯖江市または福井県の「関係人口拡大を目的とした事業」の参加者・利用者である				
	事業名			
(2) 令和3年4月1日以降、鯖江市を訪問し、移住に向けた現地活動等を行った者である。		A. 適合する		B. 適合しない
(3) 企業等から雇用されている者 (週20時間以上の無期雇用契約であること)、または自活できる程度の収入のある事業を営む者		A. 適合する		B. 適合しない
(4) 地域の担い手確保の要件に該当すること		A. 適合する		B. 適合しない

添付書類

- (1) 全員が提出する書類
 - ・誓約書（様式第1号別紙1）
 - ・写真付き身分証明書の写し（※外国人の場合、在留資格の確認ができる公的証明書）
 - ・移住元の住民票の除票の写し（世帯の場合は世帯全員分）
 - ・鯖江市へ転入後の住民票の写し（世帯の場合は世帯全員分）
 - ・移住支援金の振込先の預金通帳の写し
- (2) 就業（テレワークによる移住者を除く）に該当する者のみ提出が必要な書類
 - ・就業証明書（様式第2号）
- (3) 就業（テレワークによる移住者）に該当する者のみ提出が必要な書類
 - ・自己の意思等を確認できる書類
- (4) 東京23区外の東京圏から東京23区内に通勤していた者のみ提出が必要な書類
 - ・東京23区内で勤務していた企業の就業証明書等（在勤地、在勤期間および雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (5) 東京圏（条件不利地域以外）から東京23区内の大学等へ通学していた者
 - ・在学証明書等（在学の実態が確認できるもの）
- (6) 東京23区外の東京圏から東京23区内に通勤していた事業主のみ提出が必要な書類
 - ・移住元での開業届出済証明書等（在勤地が確認できる書類）
 - ・移住元での個人事業等の納税証明書等（在勤期間が確認できる書類）
- (7) 移住先で起業支援金の交付決定を受けている場合
 - ・起業支援金の交付決定通知書の写し
- (8) 関係人口による移住者のみ提出が必要な書類
 - ・移住先での就業が確認できる書類
 - 【雇用されている場合】就業証明書等（在勤地、在勤時間および雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
 - 【起業・自営業の場合】開業届出済証明書等（起業の実態が確認できるもの）
- (9) その他に定める提出書類
 - ・市長が必要と認める書類